

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和4年8月12日(2022.8.12)

【公開番号】特開2021-34790(P2021-34790A)

【公開日】令和3年3月1日(2021.3.1)

【年通号数】公開・登録公報2021-011

【出願番号】特願2019-150318(P2019-150318)

【国際特許分類】

H 04 N 5/225(2006.01)

10

G 03 B 17/56(2021.01)

G 03 B 17/02(2021.01)

【F I】

H 04 N 5/225 1 0 0

G 03 B 17/56 Z

G 03 B 17/02

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月3日(2022.8.3)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明に係る撮像装置は、装置本体と、該装置本体に着脱可能なアクセサリと、を備える撮像装置であって、前記装置本体は、前記装置本体の背面に設けられ、前記アクセサリに接続可能な第1の接続部と、前記装置本体の側面に設けられた第1の操作部材と、前記装置本体の背面に設けられた第2の操作部材と、前記装置本体の背面に設けられ、前記第2の操作部材が配置される凸部と、を有し、前記アクセサリは、前記第1の接続部と接続可能な第2の接続部と、前記第2の接続部が設けられている面とは異なる面に配置された第3の操作部材と、前記アクセサリが前記装置本体の背面に装着された状態で前記凸部を収容する凹部と、を有し、前記アクセサリが前記装置本体に装着された状態において前記第2の操作部材を操作することはできないことを特徴とする。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

40

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

装置本体と、該装置本体に着脱可能なアクセサリと、を備える撮像装置であって、

前記装置本体は、

前記装置本体の背面に設けられ、前記アクセサリに接続可能な第1の接続部と、

前記装置本体の側面に設けられた第1の操作部材と、

前記装置本体の背面に設けられた第2の操作部材と、

前記装置本体の背面に設けられ、前記第2の操作部材が配置される凸部と、を有し、

前記アクセサリは、

前記第1の接続部と接続可能な第2の接続部と、

前記第2の接続部が設けられている面とは異なる面に配置された第3の操作部材と、

50

前記アクセサリが前記装置本体の背面に装着された状態で前記凸部を収容する凹部と、
を有し、

前記アクセサリが前記装置本体に装着された状態において前記第2の操作部材を操作する
ことはできないことを特徴とする撮像装置。

【請求項2】

前記アクセサリが前記装置本体に装着された状態で、前記第1の操作部材と前記第3の操作部材は略同一面に配置されることを特徴とする請求項1に記載の撮像装置。

【請求項3】

前記第2の操作部材は、前記装置本体の背面において、前記第1の操作部材が設けられた前記装置本体の側面の近傍に配置されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の撮像装置。10

【請求項4】

前記第2の操作部材は、上下左右への移動と選択が可能なスイッチを含むことを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項5】

前記第3の操作部材の少なくとも1つの機能と前記第2の操作部材の少なくとも1つの機能は同じであることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の撮像装置。

【請求項6】

前記第3の操作部材は、前記アクセサリが前記装置本体に装着された状態で前記第2の操作部材の近傍に設けられていることを特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載の撮像装置。20

10

20

30

40

50